香川労働局長 栗尾 保和 殿

香川地方最低賃金審議会 会 長 柴田 潤子

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和6年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器 具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具 製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器 製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以 下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がは ん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類さ れるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,092 円

- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日

指定日発効(令和6年12月15日)